

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 111
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	①	①「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)(子供の性被害防止プラン)に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した対策を総合的に推進する。 自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。
該当施策名 (事業名)	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進	
該当施策の背景・目的	平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)が策定されたことを受け、同計画に掲載された子供の性被害に係る諸対策を推進する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 34,162 千円
		29年度予算額: 21,447 千円
		28年度歳出予算現額※1: 8,177 千円
		28年度決算額: 3,371 千円
		使用割合: 41.2 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)には、児童買春、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化等の6本の柱ごとに合計88の施策が定められている。 平成30年度においては、子供の性被害に関して相談しやすい環境の整備等に係る予算を要求し、子供の性被害防止のための取組を行うことを予定している。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	105		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	96、97、98、99、100		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	生活安全局少年課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の策定

1. 児童の性的搾取等とは

児童買春、児童ポルノの製造等

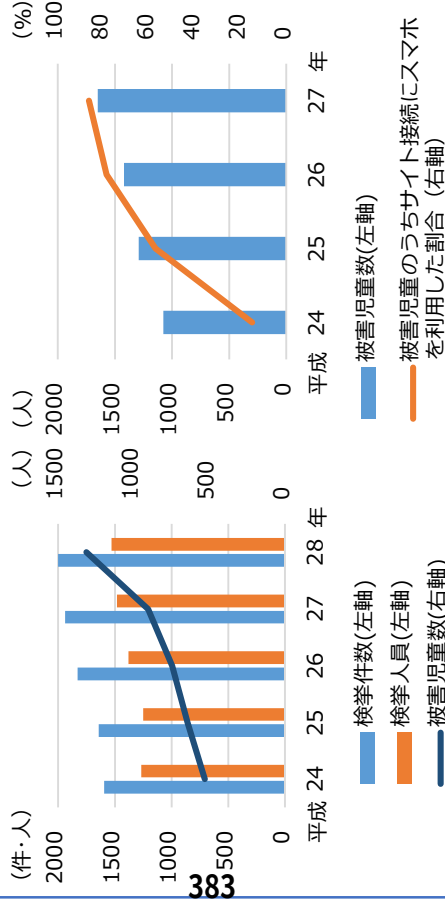
児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

2. 児童の性的搾取等をめぐる情勢

児童ポルノ事犯

コミュニティサイトに起因する児童買春等の事犯



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 児童の性的搾取等に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

3. 基本計画策定の経緯

閣議決定（平成28年3月）

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議（平成28年4月）

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等（平成28年4月～）

基本計画策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

4. 基本計画の構成

第三次児童ポルノ排除総合対策（平成28年7月12日付け犯罪対策閣僚会議決定）に掲載の施策

+

未掲載の施策

=

6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するため
の児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 112
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	①	①「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)(子供の性被害防止プラン)に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した対策を総合的に推進する。 <u>自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。</u>
該当施策名 (事業名)	自画撮り被害児童の心理特性に関する調査等	
該当施策の背景・目的	コミュニティサイト等の利用に起因する児童買春・児童ポルノ等の犯罪に係る被害児童数は増加傾向にあり、平成28年中は過去最多を記録した。このような児童の性的搾取等に係る深刻な情勢を踏まえ、各種広報啓発を推進することにより被害を防止する必要がある。特に、児童ポルノ事犯に関して、だまされたり、脅されたりして、児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、被害の防止対策が急務になっていることから、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 25,888 千円
		29年度予算額: 61,503 千円
		28年度歳出予算現額※1: 3,086 千円
		28年度決算額: 2,884 千円
		使用割合: 93.5 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	児童ポルノ自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。 また、平成30年度において、コミュニティサイトや出会い系サイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するための広報啓発に係るリーフレットを作成することなどを検討している。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	105、106		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	96、97、98、99、100		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	生活安全局少年課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

一瞬の隙が、
一生の悔いになる。



児童買春

児童ポルノ

リベンジポルノ

自分自身を守るための3つの約束

1

出会いを求める内容を書き込まない!

2

個人情報や写真は掲載しない!

3

ネット上の相手とは会わない!

出会い系サイト・コミュニティサイト

STOP! 児童被害



サイバー犯罪の被害に関する
相談を受け付けています。

警察庁 サイバー犯罪相談窓口

検索

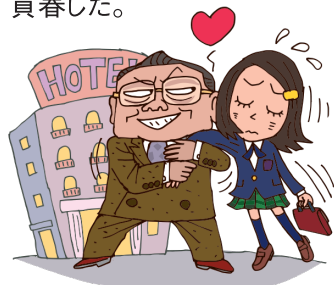
<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>



増え続ける被害児童数！

事例1

犯人は、出会い系サイトで知り合った女子児童(16歳)に対して、ホテルにおいて買春した。



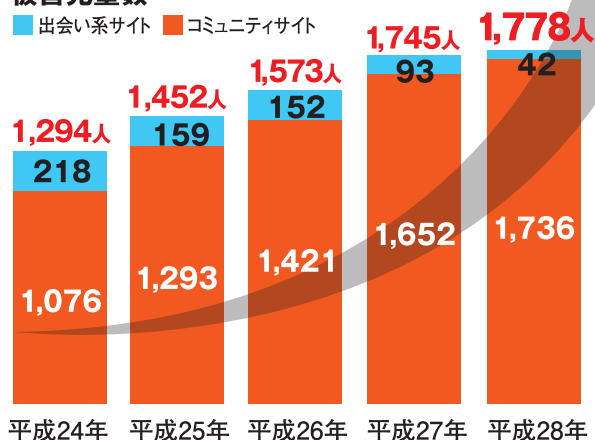
事例2

犯人は、コミュニティサイトで知り合った女子児童(14歳)に、無料通話アプリで裸の動画を撮影させ、これを保存した。



被害児童数

■ 出会い系サイト ■ コミュニティサイト



犯罪被害から子供を守る！

中・高生の方へ

「コミュニティサイト」への個人情報や写真の掲載は危険です。

コミュニティサイトを利用した犯罪被害が増加しています。コミュニティサイトの利用時には、個人情報の書き込みや写真の掲載などを安易に行わず、十分に注意して利用しましょう。特に、面識のない人に対して個人情報や無料通話アプリのID、QRコードを教えること、自分の写真を送ることはやめましょう。

18歳未満の児童の「出会い系サイト」利用は、法律で禁止されています。

出会い系サイト規制法では、18歳未満の児童の利用はもちろん、大人が18歳未満の児童に交際を求める書き込みをすることも、禁止されています。

保護者の方へ

フィルタリングサービスで有害サイトをブロック！

フィルタリングとは、有害サイトへのアクセスを制限するサービスです。18歳未満の児童が使用する携帯電話には、原則フィルタリングサービスに加入することが法律で定められています。以下の3つに対して、それぞれフィルタリングサービスを利用しましょう。



**有害サイトを
フィルタリングで
ブロック！**



情報セキュリティポータルサイト「ここからセキュリティ！」



情報セキュリティについて動画コンテンツやイラストで分かりやすく解説した資料や最新情報が入手できます。

<http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/>



- アプリフィルタリングのサービスがないスマートフォンは、保護者のパスワード管理により、アプリの利用を制限しましょう。
- インターネット接続が可能なゲーム機、音楽プレーヤー等については、各事業者が提供するフィルタリング設定をしましょう。
- フィルタリングサービスを利用していても、フィルタリングの対象から除外されるサイトで犯罪に巻き込まれることがあります。

子どもにせがまれても、安易にフィルタリングを解除してはいけません。

本当に必要と思われるサイトやアプリがある場合には、サイトやアプリを個別に設定できるフィルタリングのカスタマイズサービスを利用し、フィルタリングを解除しないようにしましょう。

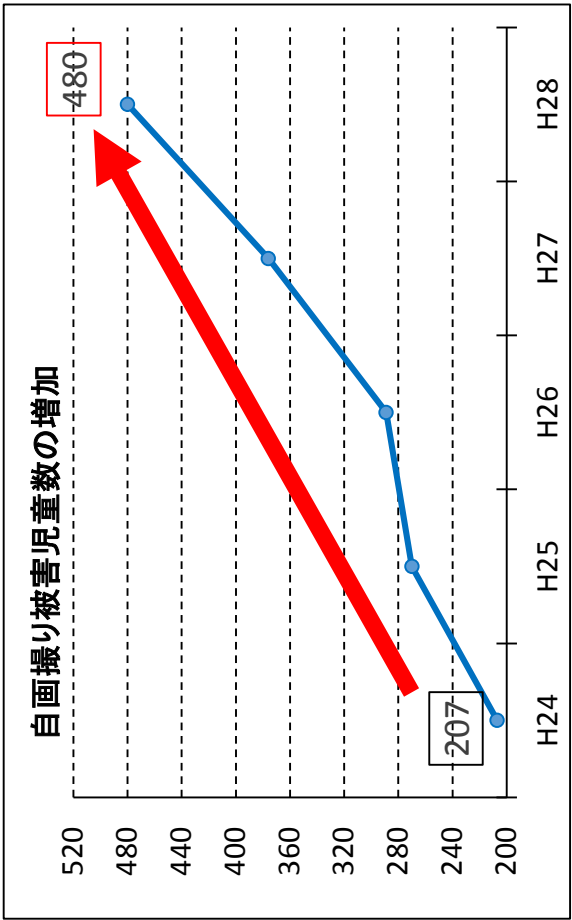
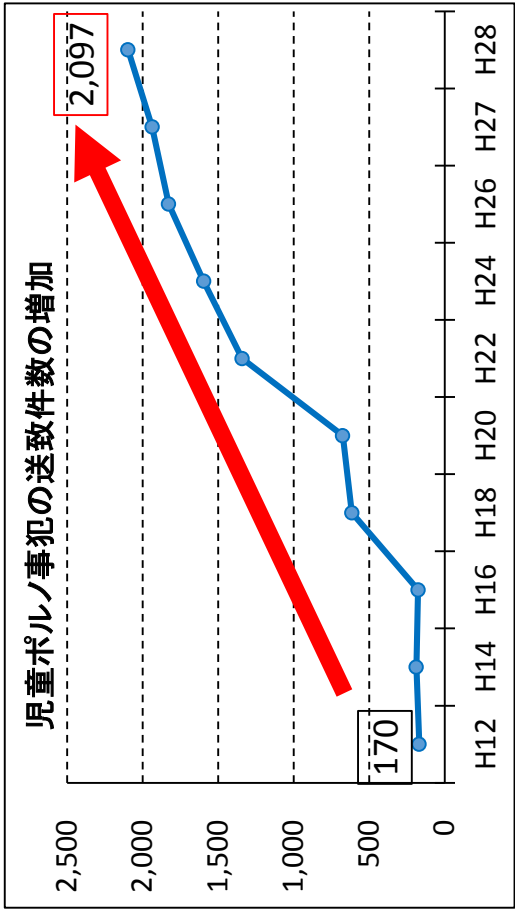
一般的なフィルタリングでは、すべてのサイトの利用を制限できません。

すべてのコミュニティサイトの利用を制限したい場合にも、カスタマイズサービスの利用が有効です。
※詳しくは携帯電話各社又は販売店にお問い合わせください。



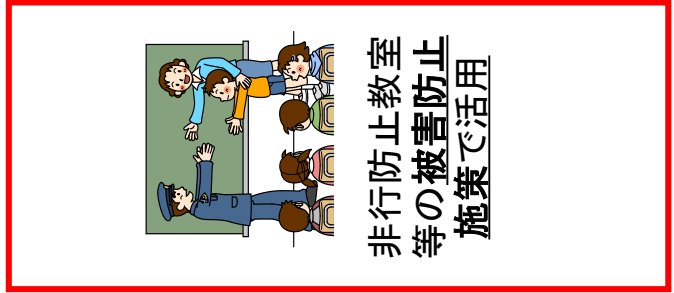
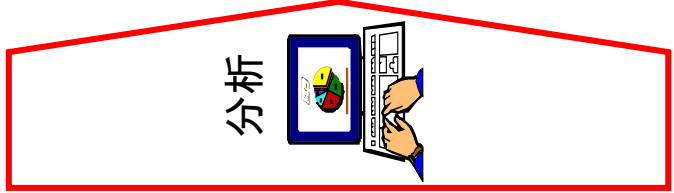
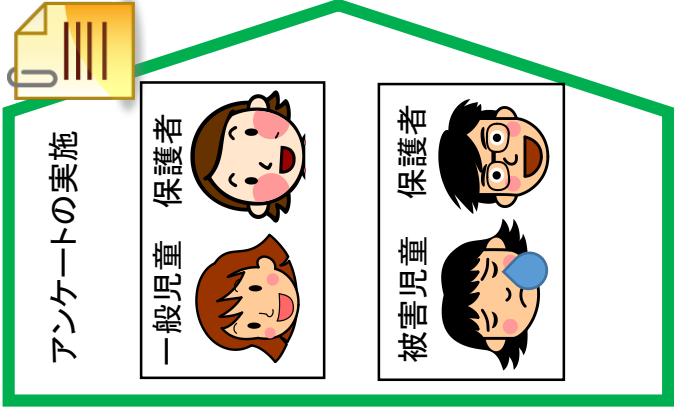
児童買春・児童ポルノ対策の強化に必要な経費

児童ポルノを取り巻く現状



対応策

- 児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発に要する経費
- ポスターの作成
-
- 全国の警察署・交番・駅掲示板等に掲示
- 自画撮り被害児童の心理特性に関する調査



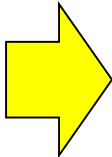
現状



問題点

保護者や児童のインターネット利用に係る危険性の認識が希薄

様々な機器の登場で、多くの児童にとってインターネットが身近になるも、保護者の管理方法はより複雑に変化



対策

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」の策定について」（生安局長通達）（H27.7.30）

- 保護者に対する広報啓発の強化
- 児童に対する情報モラル教育の推進
- 携帯電話事業者に対する要請の徹底 等

インターネットを苦手としている保護者や、インターネットを利用し始める児童にとっても、分かりやすく、インパクトのある啓発資料が不可欠



啓発用リーフレットの作成

- 全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた保護者向けリーフレットを作成。
- 保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ウェブサイト等にも掲載。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 113
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。
該当施策名 (事業名)	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業	
該当施策の背景・目的	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力のもと、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 13,328 千円
		29年度予算額: - 千円
		28年度歳出予算現額※1: - 千円
		28年度決算額: - 千円
		使用割合: - %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7—4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	7—1	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等 広報啓発事業

1. 目的

近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成29年5月策定）において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力のもと、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。

この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。

2. 概要

「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発。

- * 若年層を対象としたシンポジウムの実施
- * ポスター及びびりーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布
- * 啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 114
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。
該当施策名 (事業名)	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	
該当施策の背景・目的	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題等が発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあることを踏まえ、平成29年3月、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議(以下「対策会議」という。)が設置され、政府を挙げた取組を推進することとなり、29年4月から毎年4月は政府一体となった「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」(以下「集中月間」という。)と位置付け、取組を実施したところである。 また、平成29年5月に開催された対策会議において、集中月間の実施状況等を踏まえ、引き続き、政府一体となった対策を推進すべく「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」が取りまとめられたことから、集中月間における実施状況も踏まえ、こうした問題の根絶に向け、今後も引き続き対策を講ずることとする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 5,196 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
該当施策の政策手段の分類		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に)
該当施策概要	都道府県に対する通達の発出(「アダルトビデオ出演強要問題に係る対策の推進について(通達)」(平成29年5月)、「いわゆる「JKビジネス」問題に対する今後の対策の推進について」(29年5月))	
	平成29年5月19日に対策会議において決定された今後の対策を踏まえて、都道府県警察に通達を発出し、取締り等の推進、教育・啓発の推進、相談体制の充実等について指示している。 (30年度予算) ・「JKビジネス」に係る中学校及び高校の生徒向けの啓発用DVDを製作する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	7-5	
担当府省・担当課	警察庁		
	①生活安全局保安課②生活安全局少年課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策(概要)

背景

- 男女共同参画会議に設置されている「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、平成29年3月14日にとりまとめた現状と課題を整理した報告書を踏まえ、同月21日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した(議長:加藤勝信男女共同参画担当大臣。関係7府省局長級を構成員)。
- 関係府省対策会議において、平成29年4月を被害防止月間と位置付け、必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策を策定した(同年3月31日)。その実施状況も踏まえ、同年5月19日、「今後の対策」をとりとめた。

緊急対策(本年4月)の実施結果

- 1 取締り等の強化
 - ・ スカウトに対する検挙件数、人員 23件23名
 - ・ スカウトに対する指導・警告結果 101回190名
 - ・ 「JKビジネス」の経営者や客等を検挙した件数 5件6名
 - ・ 一斉補導等により補導・保護した児童数 40名 等
- 2 被害防止のための教育・啓発の強化
 - ・ 内閣府ホームページに啓発サイトを開設(アクセス数 93,380件)
 - ・ インターネット広告等による啓発動画の発信(動画再生数合計 約 230万件)
 - ・ 女子大学生を対象としたシンポジウムを開催(約 1,600人参加)
 - ・ 被害防止教室等の実施(約 2,700回、約 432,000人)
 - ・ 街頭キャンペーンの実施(約 1,400回)
 - ・ 各種広報媒体を活用した啓発活動 等
- 3 相談体制の充実
 - ・ 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の周知
 - ・ 相談等件数 アダルトビデオ関係 9件「JKビジネス」関係 14件

今後の対策(主なもの)

- 1 更なる実態把握
 - ・ 若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の在り方のための調査研究【内閣府】
 - ・ 「JKビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施【警察庁】
- 2 取締り等の強化
 - ・ アダルトビデオ出演強要問題専門官の指定【警察庁】
 - ・ 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定の支援【警察庁】
 - ・ 「JKビジネス」等に対する各国の法制度及び施策の調査研究の実施【警察庁】
- 3 教育・啓発の強化
 - ・ 毎年4月、「AV出演強要『JKビジネス』等被害防止月間」の実施【関係府省】
 - ・ 被害防止教育の推進【警察庁、内閣府、文科省】
 - ・ 業界関係者に対する法令等の周知【厚労省、消費者庁】
- 4 相談体制の充実
 - ・ 相談窓口の整備及び積極的な周知【内閣府、関係府省】
 - ・ 対応マニュアルの作成、関係機関等の職員への研修の充実・強化【関係府省】
 - ・ 若年の被害女性に対する居場所の確保等に関するモデル事業の検討【厚労省】
- 5 保護・自立支援の取組強化
 - ・ 「JKビジネス」稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援【警察庁、文科省、厚労省】
 - ・ 婦人保護施設等での中長期的な支援体制の在り方の検討【厚労省】
- 6 その他
 - ・ 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討【内閣府、関係府省】
 - ・ 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化【関係府省】 等

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 115
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。
該当施策名 (事業名)	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	
該当施策の背景・目的	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な施策等のうち、消費生活に関する制度を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。 消費者の利益擁護を図るための消費者契約に関する包括的な民事ルールである消費者契約法の見直しを実施する。 また、不当な勧誘等による消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などを行うことができる消費者団体訴訟制度の推進を実施する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 112,013 千円 の内数
		29年度予算額: 43,034 千円
		28年度歳出予算現額※ 39,094 千円
		28年度決算額: 33,291 千円
		使用割合: 85.2 %
	○	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—

該当施策概要	AV出演強要問題に関し、被害者が締結している契約が消費者契約に該当する場合は、消費者契約法において、例えば、退去を妨害して勧誘を続ける等第4条に該当する不当な勧誘が行われた場合は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることや、不当に高い違約金を定める等第8条から第10条に該当する不当な契約条項については無効であること等について、業界関係者に対して、周知を行う。 また、これに関し、事業者により不当な勧誘等がなされている場合には、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が不当な勧誘等に対して実効的に差止請求ができるよう、環境整備を図る。 (平成30年度予算概算要求等) ・消費者団体訴訟制度の担い手を支援する補助金を新規に要求。 ・消費者団体訴訟制度の推進に関し、業務を行う担当の定員要求(新たに補佐1名、係長1名及び係員1名の増員)を行う。		
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7-1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	IV-3	
担当府省・担当課	消費者庁		
	消費者制度課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

消費者契約法の概要

立法及び改正の経緯

【成立】消費者契約に関する包括的な民事ルールとして平成12年5月に成立（平成13年4月施行）

【平成18年改正】適格消費者団体による差止請求制度（消費者団体訴訟制度）を導入（平成19年6月施行）

【平成20年改正】差止請求の対象を景品表示法上の不当表示及び特定商取引法上の不当行為に拡大（景品表示法関連は平成21年4月施行、特商法関連規定は平成21年12月施行）

（※）食品表示法の制定により、差止請求の対象を食品表示法上の不当表示に拡大（平成27年4月施行）

【平成28年改正】過量契約の取消しや、消費者の解除権を放棄させる条項の無効の規定を設けるなど、取消し・無効に関する民事ルールを改正（平成29年6月施行）

内容

●消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、

契約の**取消し**及び**契約条項の無効**等について規定（民法の特別法）

●消費者と事業者との間で締結された契約（＝消費者契約）であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象

【不当な勧誘】→ **取消し**

- ・不実告知（第4条第1項第1号）
- ・断定的判断の提供（第4条第1項第2号）
- ・不利益事実の不告知（第4条第2項）
- ・不退去（第4条第3項第1号）
- ・退去妨害（第4条第3項第2号）
- ・過量契約（第4条第4項）

【不当な契約条項】→ **無効**

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項（第8条）
- ・消費者の解除権を放棄させる条項（第8条の2）
- ・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（第9条）
- ・消費者の利益を一方的に害する条項（第10条）

【消費者団体訴訟制度】

内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、事業者の不当な行為に関し、差止請求をすることができる

（※）適格消費者団体は、全国に16団体。これまでに計46件の差止請求訴訟を提起するなど差止請求権を行使

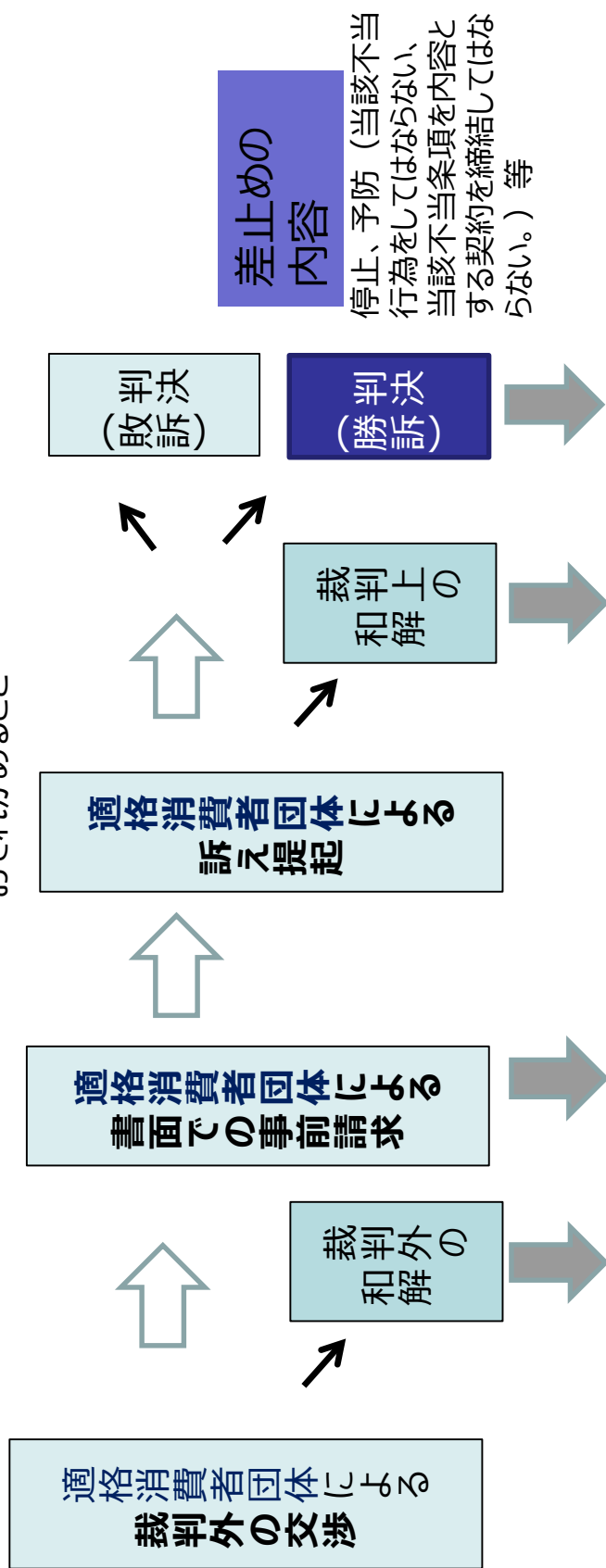
（平成29年5月31日現在）

消費者団体訴訟制度(差止請求)

適格消費者団体による差止め（イメージ）

事業者が不特定かつ多数の消費者
に対し消費者契約法等に違反する
不当な行為を現に行い、又は、行う
おそれがあるとき

消費者被害の発生



事業者による業務改善

消費者団体訴訟制度(被害回復) ～消費者裁判手続特例法の概要～

※消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)

背景

- 消費者被害では**同種被害が多発**
- 訴訟による被害回復は困難
(泣き寝入り)
・事業者と消費者との間の**構造的格差**
(情報量・交渉力等)
・訴訟に要する**費用・労力**

- 諸外国の制度の長所・短所を検討し我が国に適した**新しい訴訟制度**を創設
(同時期にフランスにおいてにも類似の制度)

平成28年10月1日施行

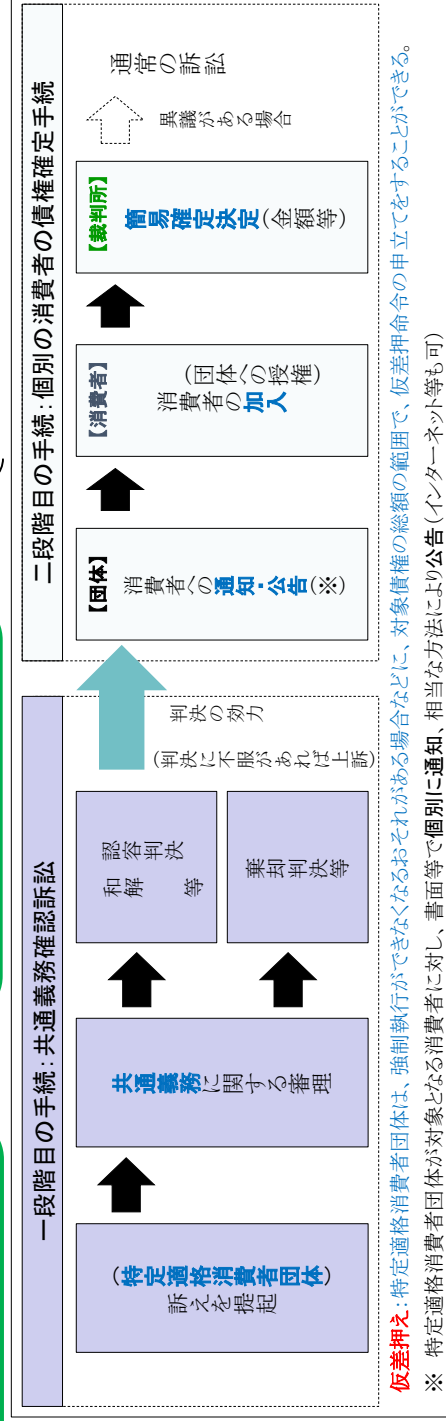
- 下位法令・ガイドライン等
・政令(施行令)
・内閣府令(施行規則)
・最高裁判所規則
・ガイドライン等

概要

二段階型の訴訟制度:

一段階目:事業者の
共通義務を確認
(金銭支払義務)

二段階目:個別消費者の
債権を確定
(誰に、いくら支払うか)



仮差押え: 特定適格消費者団体は、強制執行ができなくなることがある場合などに、対象債権の総額の範囲で、仮差押命令の申立てをすることができる。

※ 特定適格消費者団体が対象となる消費者に対し、書面等で個別に通知、相当な方法により公告(インターネット等も可)

特定適格消費者団体(現在2団体※)

適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国16団体)から**新たな認定要件を満たす者**を内閣総理大臣が認定。

【新たな認定要件】

- ・差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている
- ・**弁護士**を理事として選任
- ・**費用・報酬**等の額又は算定方法が消費者の利益の擁護の見地から**不当なものでない** 等

【責務規定・行為規範】

- ・濫訴等の禁止 ・弁護士に追行させる義務
- ・個人情報情報の適正な管理 ・財産上の利益の受領禁止
- ・**内閣総理大臣(消費者庁)による監督**の対象
(適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)

※ 消費者機構日本、消費者支援機構関西

対象となる事実

消費者契約に関する**金銭支払義務**のうち以下のもの

- ① 契約上の**債務の履行**の請求
- ② **不当利得に係る請求**
- ③ 契約上の**債務の不履行による損害賠償の請求**
- ④ **瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求**
- ⑤ **不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求**

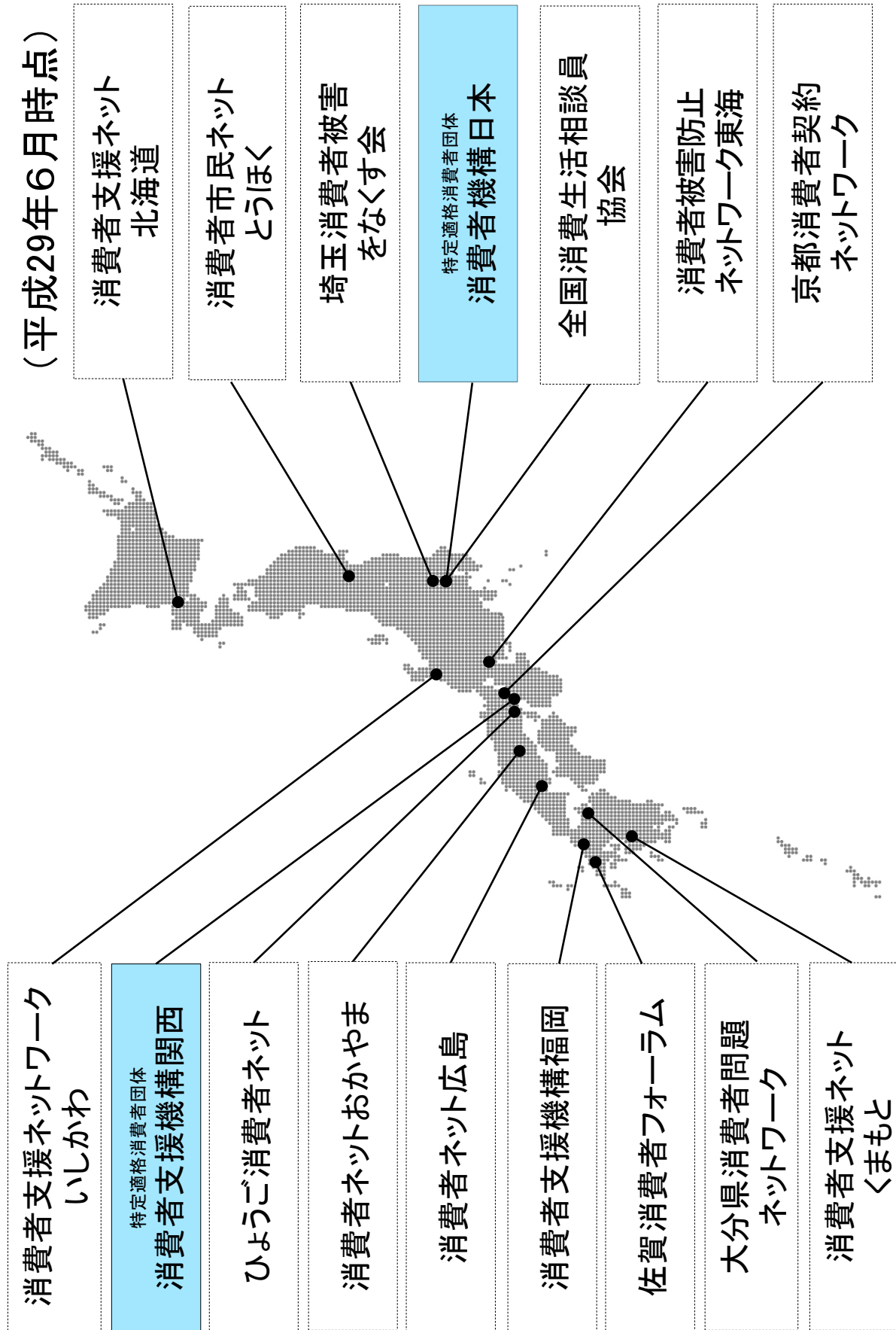
※ いわゆる**拡大損害**、逸失利益、人身損害、慰謝料を除く

※ 本法律の施行前に締結された契約に関するものを除く

新しい訴訟制度のメリット

- これまで泣き寝入りしてきた消費者被害の回復が可能に
- 個々の消費者が多くの手続を行うことなく、消費者団体の持つ専門的な知識や交渉力を活用することが可能
- 紛争の一回的解決を図ることができる

全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体



※ 適格消費者団体は全国に16団体。

※ 適格消費者団体の中から認定される特定適格消費者団体(青色)は全国に2団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西)。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 116
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。
該当施策名 (事業名)	地方消費者行政推進事業	
該当施策の背景・ 目的	どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援してきたところ。 今後は、消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、特に従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。	
該当施策の政策手 段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 1,000,000 千円 の内数
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※ — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	○	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—

該当施策概要	AV出演強要問題に関して円滑に消費生活相談を受けられるよう、対応できる相談体制の整備(職員・相談員研修等の充実)などに積極的に取り組む地方公共団体を支援する。 (平成30年度予算概算要求等) ・地方消費者行政強化交付金(仮称)を新規に要求。 ・交付金担当の定員要求(新たに係員2名の増員)を行う。		
「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7-1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	8-2	
担当府省・担当課	消費者庁		
	消費者教育・地方協力課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

趣旨

＜国の政策推進等への対応を担う消費生活センター＞

- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供

⇒消費生活センターの機能の維持・充実が必要

国の政策推進等への対応

- ギャンブル依存症等対策
- AV出演強要問題
- 成年年齢の引下げ
- 軽減税率の導入等

国として取り組むべき重要消費者政策等

- SDGsへの対応
 - ・倫理的消費、消費者志向経営、食品ロスの削減
 - ・消費者安全確保地域協議会の設立
- 若年者への消費者教育の推進
- 訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
- 地方公共団体における法執行の強化
- 風評被害防止のための取組等

地方公共団体への支援

（消費生活センターの機能の維持・充実）

○ 消費生活センターにおける国の政策推進等への対応力を強化

- 国が指定する研修への参加
- 小規模自治体の相談体制維持のための支援
（消費生活相談員資格、研修参加を義務）

（国として取り組むべき重要消費者政策への取組）

○ 地方公共団体における国として取り組むべき重要な消費者政策の推進。

- ⇒ 中期的・計画的な取組を支援
- ・複数年（3年程度）の取組
 - ・PDCAサイクルによる進捗管理

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 117
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定）に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、<u>教育・啓発の強化</u>、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する
該当施策名 (事業名)	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	
該当施策の背景・目的	インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが課題となっている。このため、関係府省庁と連携し、インターネット等の適切な使用やネット依存を含む各種依存症予防について、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進することにより、青少年の健全育成を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 49,510 千円 の内数
		29年度予算額: 49,510 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: 66,685 千円 の内数
		28年度決算額: 53,342 千円 の内数
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	日々進化し急速に普及していくインターネット環境に対応するため、地域において、インターネットの安全な利用方法や有害情報に関する知識等を教育・啓発するネットリテラシー指導員の養成講座や、インターネット上のトラブルに巻き込まれた子供たちのためのコミュニティサイト等による相談体制の構築等を実施する「ネット対策地域支援事業」を通じ、地域における先進的な有害環境対策を推進する。 (平成30年度予算概算要求) 積算上、全国2か所での実施を想定。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	文部科学省		
	生涯学習政策局青少年教育課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

青少年を取り巻く有害環境対策の推進

1. 有害環境から子供を守るための推進体制の構築

● ネットモラルキヤラバン隊

PTAや教育委員会等と連携し、保護者等を対象としたシンポジウム等を開催

- (1) 積算：8,033千円 × 1団体
 (2) 委託対象先：民間
 ※H28年度委託先：(株)マイ開発総研
 (3) 28年度実績
 ・ 全国7箇所で開催 約2,000名が参加
 ・ 延べ14,000世帯(H23～H28)の保護者に対し、家庭でのルール作りの大切さとフィタルリング利用の重要性等について講義

● 青少年安心ネット・ワークシヨップ

インターネットの有効な活用方法などについて、青少年自ら研修し、学んだ成果を発信するワークシヨップの実施

- (1) 積算：2,087千円 × 3地域
 (2) 委託対象先：民間、地方公共団体
 ※H28年度委託先：(公社)岐阜県青少年育成県民会議
 (3) 28年度実績
 ・ 中高校生向けのワークシヨップにおいて啓発教材(すごろく、テレビCM)を作成しフォーラム(約120名が参加)で発表

● ネット対策地域支援

急速に普及していくネット環境に対応するため、地域における先進的な取組を実施

- (1) 積算：4,099千円 × 2地域
 (2) 委託対象先：民間、地方公共団体
 ※H28年度委託先：青少年を有害環境から見守る奈良コンソーシアム、ちば地域コンソーシアム実行委員会等 計4団体
 (3) 28年度実績(例)
 ・ ネットトラブールへの対応、フィタルリングの活用等に関する啓発講座を教員、PTA役員、児童生徒等を対象に実施(計55講座：約8250名受講)
 ・ 開催県内においてネット安全教室を46箇所実施

2. 青少年教育施設を活用したネット依存対策推進事業

青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策を推進

- (1) 積算：3,897千円 × 3団体
 (2) 委託対象先：民間、地方公共団体
 ※H28年度委託先：(独)国立青少年教育振興機構 他2件
 (3) 28年度実績(例)
 ・ ネット依存傾向の青少年メインキャンプを国立赤城青少年交流の家で行い、国立久里浜医療センターと連携し、プログラム内に「認知行動療法」などを用いた8泊9日のキャンプ。16名が参加し、キャンプ後、ネットの使用時間が短くなるなど、一定の改善が見られた。



3. 依存症予防教育推進事業

● 依存症予防教室

依存症予防教育に関するシンポジウムを実施するとともに、「依存症予防教室」の開催等を行う。

- (1) 積算：1,202千円 × 8地域
 (2) 委託対象先：地方公共団体
 ※H28年度委託先：千葉県教育委員会
 (3) 28年度実績

- ・ 国において依存症の現状や予防教育の取組事例を紹介する「依存症予防教育シンポジウム」を開催
- ・ 中高校の教職員、保護者を対象としたネット依存、ギャンブル依存の実態や知識を身に着けるための講座を県内2か所で実施(201名受講)



「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 118
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、 <u>教育・啓発の強化</u> 、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。
該当施策名 (事業名)	防犯教育の推進 (学校安全教室の推進)	
該当施策の背景・目的	性犯罪を含む児童生徒等の安全を脅かす事件が依然として発生していることから、学校における防犯教育を推進し、犯罪被害を防止していく。	
該当施策の政策手段の分類	－	法令・制度改正
	－	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 38,033 千円 の内数
		29年度予算額: 39,942 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※ 63,858 千円 の内数
		28年度決算額: 25,330 千円 の内数
		使用割合: 39.7 %
	－	機構定員要求
	－	その他(具体的に)
		－
該当施策概要	学校における学校安全教室(防犯教室、防災教室及び交通安全教室)の講師となる教職員等に対する講習会の実施を支援することにより、教職員の指導力の向上を図り、効果的な防犯教育の推進する。 (平成30年度予算概算要求等) 講習会については、企画提案のあった都道府県・指定都市において、事業計画に基づき実施予定。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	108		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	101		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	文部科学省		
	初等中等教育局健康教育・食育課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

学校安全教室の推進

平成29年度予算額 40百万円
平成30年度概算要求額 38百万円

- 児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、**児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた取組**の推進が必要
- 地域間・学校間・教職員間の差を解消し**、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保が必要

都道府県等における教職員等への研修の実施

安全教育の指導者の養成

学校安全教室の講師となる教職員等に対する指導法等の講習会を実施

防犯教室 講習会



- 学校への不審者侵入時の子供の安全確保の方法
- 防犯パトロールの実施のポイント など

防災教室 講習会



- 自然災害発生時の適切な避難方法
- 子供とつくる地域防災マップの事例 など

交通安全教室 講習会



- 模擬交差点・信号機等を使用した安全な走行
- 自転車教室での効果的な指導方法 など

教職員等の安全対応能力の向上

事件事故発生時の初期対応能力等向上のための講習会を実施

事故対応に関する講習会



- 事故発生時の初期対応
- 事後対応等の学校の危機管理の在り方に関すること
- 第三者委員会などの検証組織の必要性・在り方に関すること など

心肺蘇生法実技講習会



- 蘇生法訓練用人体模型（シミュレーター）を用いた実技講習 など
- ※AEDの取扱いを含む。

教職員の
安全
教育
指導力
の向上

教職員の
安全
対応
能力
の向上

児童生徒等が
**安全に関する
資質・能力**
を身に付ける

児童生徒等の
障害や重度の
負傷を伴う
事故の減少

児童生徒等の
**死亡事故の
発生件数
の減少**

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 119
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目		②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 ②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、 <u>教育・啓発の強化</u> 、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する【内閣府(男女局暴力室)、関係府省】
該当施策名 (事業名)	情報モラル教育推進事業	
該当施策の背景・目的	携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じているなかで、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっていることから、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 52,991 千円 の内数
		29年度予算額: 15,186 千円
		28年度歳出予算現額※1: 21,926 千円
		28年度決算額: 16,008 千円
	使用割合: 73.0 %	
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	・情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善 ・児童生徒向け啓発資料の作成・配布 ・情報モラル教育の推進に係るセミナー・フォーラムの開催	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7-5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	7-9	
担当府省・担当課	文部科学省		
	生涯学習政策局情報教育課情報教育振興室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

情報モラル教育推進事業

(前年度予算額 15百万円)
30年度要求額 53百万円

【趣旨】

携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じているなかで、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっており、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。

【子供たちを取り巻く状況】

○高校生の94.8%、中学生の51.7%、小学生(満10歳以上)の27.0%がスマートフォンを所有
高校生の76.7%、中学生の51.7%、小学生の32.5%がインターネットを1日(平日)に2時間以上利用
(内閣府「平成28年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

○コミュニティサイトで被害にあった子供の数は増加傾向が継続し、平成28年度に1,736人で過去最多
(警察庁「平成28年度におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」)

○若年層が不正アクセス等の加害者となる事案も発生

【学習指導要領の改訂】

新学習指導要領においても従前に引き続き情報モラルの育成を重視
学習指導要領解説においては、インターネット利用に伴う犯罪被害の防止の必要性や、児童生徒の発達段階に応じて情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせることを強調

1. 情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善【新規】 28百万円

平成27年度に作成した指導資料(動画教材を含む。)について、新学習指導要領に対応した改訂を行うとともに、児童生徒を取り巻くインターネット環境の変化や、それらの利用に伴うトラブルや犯罪被害等の最新の状況・動向も踏まえて、内容の改善・充実を図る。

【主な改訂点(予定)】

- ・ 新学習指導要領に対応
(総則の規定や各教科等における情報モラルに関連する内容の改善・充実に合わせて見直し)
- ・ スマートフォン等の利用に伴う性犯罪や性的搾取の被害防止や、不正アクセスの禁止に係る動画教材の作成
- ・ その他最新の状況・動向の反映



2. 児童生徒向け啓発資料の作成・配布【拡充】 18百万円

(現:「スマートフォン対策を含む啓発資料の作成」)

携帯電話・スマートフォン等を適切に利用できるようにするため、児童生徒向け啓発資料を作成・配布する(現行の中学校第1学年の全生徒に加え、新たに小学校第4学年(予定)の全児童を対象として配布する。)



3. 情報モラル教育の推進に係るセミナー・フォーラムの開催 6百万円

(現:「情報モラル教育指導者セミナーの開催」、「情報モラル教育推進フォーラムの開催」)

セミナー・フォーラムの開催により、今日的課題を踏まえた情報モラル教育の取組を推進する。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所			通し番号 120
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶	
細項目	②	②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する	
該当施策名 (事業名)		スクールカウンセラー等活用事業	
該当施策の背景・目的		いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者をはじめとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	
該当施策の政策手段の分類	－	法令・制度改正	
	－	税制改正要望	
	○	予算	
		30年度要求予算額:	4,805,756 千円
		29年度予算額:	4,558,778 千円
		28年度歳出予算現額※1:	4,526,870 千円
		28年度決算額:	5,665,388 千円 の内数
	使用割合:	－ %	
－	機構定員要求		
○	その他(具体的に)		
	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者をはじめとする犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施。		
該当施策概要		いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者をはじめとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置を拡充(平成29年度予算:26,000校)。 (平成30年度予算概算要求等) スクールカウンセラーについては、ニッポン一億総活躍プラン等において、平成31年度までに、原則として、全公立小中学校(27,500校)に配置することとされており、平成30年度予算概算要求では、この目標を一年前倒して配置拡充を行う。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-5	子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	8-1	
担当府省・担当課	文部科学省		
	初等中等教育局児童生徒課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。